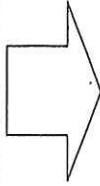


通勤手当の交通用具使用者における支給額改定により支給限度額 (55,000円) を超えた職員の取扱いについて

(例) 支給月が2月及び8月の併用者の1箇月当たりの手当支給額が、51,000円から55,000円に変更となる場合

(現支給額)

	H26. 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27. 1月
J R	6月定期券：209,400円											
自動車等	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円
合計	51,000円					→	53,000円			→		
手当支給額	225,500円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	237,500円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円



(改定後支給額)

	H26. 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H27. 1月
J R	6月定期券：209,400円											
自動車等	16,100円	16,100円	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円
合計	51,000円	→	53,600円	→	→	→	55,600円	→	→	→	→	→
1箇月当たりの 手当支給額	51,000円	→	53,600円	→	→	→	55,000円	→	→	→	→	→
既手当支給額	225,500円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	237,500円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円	16,100円
改定後の支給額	225,500円	16,100円	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円	330,000円	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円	(18,100円)
差額等	-	-	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	44,200円	-	-	-	-	-

12月に差額等を支給する場合 ★差額等支給額 2,600円×4ヶ月(4月～7月) = 10,400円

8月支給分として6箇月分を支給した場合の差額 44,200円 合計 54,600円

(支給限度額を超えることとなるため、支給単位期間の最長(6月)の支給(8月分から1月分まで)となる。)

(今後の支給額)

	H27. 2月	3月	4月	5月	6月	7月
J R	6月定期券：221,400円					
自動車等	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円	18,700円
手当支給額	330,000円					

☆2月支給額 330,000円 ← 最長支給単位期間6月×55,000円